(2)　東水路、西水路及び北水路における港内信号（規則別表第四に定める信号をいう。）の現状及び予告
(3)・(4)　（略）
(5)　（削る）
（削る）
(6)　（略）
(7)　名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
(8)　名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速
(9)　霧等が発生した場合の信号所における視程の状況
(10)　名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
(11)　その他船舶の航行の安全上必要な事項
ロ　（略）
(1)　イ(1)、(2)、(5)及び(8)を除く。）に掲げる事項
（削る）
(2)　（略）
三　（略）
2・3　（略）
（留意事項）
第七条　（略）
一～五　（略）
六　第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。
七～十　（略）
別表（第六条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）

（新設）
(2)・(3)　（略）
(4)　霧等が発生した場合の信号所における視程の状況
(5)　（略）
(6)　名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
(7)　名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
(8)　（略）
（新設）
（新設）
（新設）
ハ　（略）
(1)　イ(4)に掲げる事項
(2)　ロ(1)及び(5)を除く。）に掲げる事項
(3)　（略）
三　（略）
2・3　（略）
（留意事項）
第七条　（略）
一～五　（略）
六　第四条第一項第二号ハ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。
七～十　（略）
別表（第六条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線電話	一　日本語の場合 H三E　一、六六五kHz　一〇W 二　英語の場合 H三E　二、〇一九kHz　一〇W	日本語又は英語	一　日本語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からそれぞれ一五分間